

令和元年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和元年 6月27日（木）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	河北 尚夫
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中文夫
教育長	村尾 秀信	大規模事業課長	村上 和久
総務課長	野津 浩一	施設管理課長	大西 洋二
会計管理者	渡部 誠	総務学校教育課長	池田 茂良
財政課長	石田 寛弥	社会教育課長	吉田 隆
税務課長	濱田 勉	布施支所長	竹本 久
町民課長	井崎 里恵子	五箇支所長	金坂 賢一
福祉課長	中林 眞	都万支所長	田中 順子
保健課長補佐	中嶋 洋子	危機管理室長	齋藤 和幸
環境課長	砂本 進	中出張所長	村上 克樹
商工観光課長	鳥井 登	中央公民館長	高梨 勇光
農林水産課長	藤川 芳人	総務課長補佐	野津 千秋
地域振興課長	佐々木 千明	財政課長補佐	日野 利幸

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	山根 淳	事務局長補佐	中村 恵美子
--------	------	--------	--------

## 1. 議員提出議案の題目

発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

発委第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書

### 議事の経過

#### ○議長（米澤壽重）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日 程 第 1. 事件の撤回について

「事件の撤回について」を議題といたします。

町長から、議第54号「隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例」についての事件撤回請求書の提出がありましたので、撤回理由の説明を求めます。

#### ○番外（町長 池田高世偉）

おはようございます。

議第54号「隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例」の撤回について説明をさせていただきます。

この条例につきましては、本年10月から消費税が8%から10%へと変更されますことから本町の施設におきましても、使用料変更の上程をさせていただいたところであります。

しかしながら、本町の施設の使用料につきましては、消費税が3%から5%へ、5%から8%へ変更となった折に、所管課主導で消費税分を上乗せした施設、そうでない施設があったことから、2%引き上げたものや5%引き上げたものなど、今回統一性のない変更割合となっております。

また、コインロッカー、シャワーの使用料などをどうするのか、実態にそぐわない使用料もありますことから、再度、町としての考え方を統一し、条例改正いたしたく、この度は、事件の撤回をさせていただくものであります。

今回、自ら上程しながら撤回というかたちになりましたこと、私ども執行部の責任と深く受け止め、深い反省のもと、改めまして一部改正の条例を上程させていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## ○議長（米澤壽重）

以上で、議第54号「隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例」の撤回理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となりました議第54号「隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例」の撤回について、許可することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、議第54号「隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例」の撤回については、許可することに決定いたしました。

なお、各常任委員会へ付託した議案の「議案付託表」につきましては、訂正いたします。

以上で、「事件の撤回について」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9時33分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9時33分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 10時27分 ）

（ 本会議再開宣告 10時27分 ）

## 日 程 第 2. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の、議第52号から議第58号までの補正予算案及び条例関係等6件と、要望1件、請願1件並びに継続審査となっている各委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長 12番：高宮陽一 議員

### ○12番（高宮陽一）

総務教育民生常任委員会の報告を行います。

委員会は、議会閉会中の6月13日、14日、会期中の6月25日、26日の4日間開催し、

今定例会で付託されました案件並びに調査事項について、審査の経過並びに結果について報告いたします。

付託案件は、議第 52 号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）」及び、議第 53 号「令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」の 2 件と、議第 55 号「隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」など 2 件そして、請願 1 件の計 5 件であります。

はじめに、審査の結果についてであります。一般会計・特別会計補正予算及び条例の一部改正については、特に、意見・指摘事項もなく、全て全会一致で「可決すべし」といたしました。

また、今定例会初日に付託のあった請願第 1 号、隠岐の島町職員組合 執行委員長 小室鉄平氏から提出のあった「地方財政の充実・強化を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」につきましても全会一致で「採択」といたしました。

次に、所管の調査事項について報告いたします。

はじめに、教育委員会部局の有木小学校の大規模改修事業について、取り組み状況の報告を求めました。

工事の概要は、校舎は屋根の一部改修・外壁・トイレ・照明等電気設備などでありま。体育館は、床面の張り替え・外壁・トイレ・照明等電気設備であります。

今後の予定は、7 月上旬に指名審査会を行い、7 月下旬に入札会、体育館は令和 2 年 2 月、校舎は令和 2 年 3 月竣工予定で計画を進めているとのことであります。

また、小中学校の空調設備の整備状況については、各学校とも 7 月末までには完了予定とのことですが、西郷小学校については、資材の調達の遅れもあり 8 月 10 日竣工予定、西郷中学校についても、給食センターの業務の関係もあり夏休みに入ってから工事となるため 8 月 30 日竣工の予定であるとのことあります。

次に、地域振興課関係についてであります。本年から当委員会の所管となりましたので、しっかりと情報を共有しながら調査研究したいと思っております。

当面、急がれている「第 2 次隠岐の島町総合振興計画」策定の取り組み状況について説明を求め、理解を深めたところであります。

策定スケジュールについては、既に承知のとおりであります。7 月中に現行計画の検証結果を取りまとめ、9 月までに計画の骨子を策定、12 月には新年度予算編成作業、

来年1月から2月にかけてパブリックコメントを実施し、令和2年3月定例会には、総合振興計画(案)を上程するとのことであります。また、具体的な実施計画は令和2年度に作成するとのことであります。

委員からは、「計画の策定が遅い。」「実施計画が出来ていないのに予算に反映出来るのか。」等の質問があり、担当課からは、「従来の計画の趣旨に沿った予算編成に努めたい。」との答弁がありました。また、「計画策定にあたって、隠岐には素晴らしい歴史や伝統文化があり、これらが活かされるような計画にすべきではないか。」との意見があったことを申し添えておきたいと思えます。

本来、計画があって予算に反映すべきであり、計画が単なる計画策定に終わることがないように、更に努力するよう要望したところであります。

最後に、行政全般について申し上げます。

10月に予定されている消費税増税により、本町の各施設等の使用料及び手数料等の改正が必要となりますが、これらの対応に当たっては、まず、町として方針を確立すると共に、物価・関連経費も増加傾向が続いている中で、単なる8%から10%に改正することなく、この際、住民負担のあり方、行政サービス、利用者の利便性等も考慮して改正するよう要望しておきたいと思えます。

以上、総務教育民生常任委員会の報告といたしますが、所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査研究することとし、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（米澤壽重）

次に、産業建設常任委員長 6番：西尾 幸太郎 議員

#### ○6番（西尾 幸太郎）

それでは、産業建設常任委員会の報告を行います。

委員会は6月13日、25日、26日の3日間開催し、付託された議第52号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」、議第57号「工事請負契約の締結について〔公共下水道真空ポンプ場建設工事〕について、議第58号「工事請負契約の締結について〔公共下水道真空ポンプ場電気機械設備工事〕について、及び要望第3号「下田改良区内町道農道の舗装について」審査を行いました。

審査の結果は別紙のとおり、付託議案は全て全会一致で「可決すべし」、また、要望案件は、全会一致で「採択すべし」といたしました。

審査の経過及び主な意見・指摘事項について、ご報告いたします。

議第52号、57号、58号の3議案については、特に報告すべき議論はありませんでした。

続きまして、要望第3号「下田改良区内町道農道の舗装について」は、6月25日の午後から委員会で現地視察を行いました。本要望については、農作業の効率化、また農業環境を改善する為にも、舗装などの対応が必要であるとの理由で、全会一致で「採択すべし」といたしました。

次に、所管の調査事項についてご報告いたします。

新庁舎建設工事の進捗について、担当課より、基礎工事に使用する杭の調達が東京オリンピック等の影響で遅れ、今後工期が3ヶ月ほど遅れる見込みとの報告がありました。

委員からは、「東京オリンピックを理由にしているが、当初から分かっていたことではないか。」「他に調達が遅れるような資材はあるか。」「今後は遅れることはないのか。」との質問がありました。

執行部からは、「東京オリンピックは当初から見込んでいたが、遅れてしまい大変申し訳ない。」「鋼材は調達時間が大幅にかかるが、それを見越した発注をしているので問題ない。」「不測の事態がない限り、遅れないように町長から厳命を受けている。」との答弁があり、委員会としては、不測の事態があった場合はすみやかに報告するよう申し添えをいたしました。

次に、「愛の橋」架け替え工事について、担当課から現在予備設計を計画しており、上部工、下部工、基礎工の検討及び概算工事費の検討を行い、予備設計完了後に詳細設計を発注する。地元に対しては、予備設計完了後に構想図及び架設計画を提示して進める予定との報告がありました。

委員会からは、構想図及び架設計画がそろった時点で議会にも報告するよう指摘いたしました。

次に、寺の前公園整備事業の進捗について。

現在のところ、造成と休憩所の工事発注を予定しており、遊具の選定に関しては時間がかかるとの報告がありました。また、県内の遊具施設は使用禁止のものが目立っているので、管理方法について検討するとの考えが示されました。

委員会からは、町民の皆さんが安心して使用できるよう、町が設置している他の遊具などの管理方法も各課と連携して検討するよう指摘いたしました。

離島漁業再生支援交付金事業について。

5月27日、28日に開催された会計検査において、25年度、26年度事業の説明を求められ、関係書類を調査官が会計検査院に持ち帰り、調査の上で水産庁との協議を行うとのこと。また、現在まで調査官からの連絡はないが、その結果を受けて真摯に対応したいとの報告がありました。

委員会としては動きがあり次第、すみやかに議会に対して報告するよう申し添えをいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

尚、所管の調査事項は、閉会中も継続して調査研究をいたします。

### ○議長（米澤壽重）

次に広報広聴常任委員長 1番：大江 寿 議員

### ○1番（大江 寿）

広報広聴常任委員会より委員会報告を申し上げます。

委員会は本定例会会期中の6月20日に委員会を開催しました。

まず、当委員会の方向性をということで、委員会のスローガンを「チアフル&スピーディー」（明るく朗らかに、そしてスピーディーに）と決め、広報広聴の委員会だからこそチームプレーを進めていくことを委員全員で確認をとりました。

広報ですが、「少し柔らかく、伝わりやすい広報」ということで、従来の文字サイズの10.5から11に、フォントを明朝体から丸ゴシックに変更することになりました。

編集作業は従来通りいたしますが、できあがった原稿をニュアンスの変更がないことを確認のためにもう一度見てもらうということにしました。

そして広聴です。広聴活動は新委員会メンバーでは、特に力を入れていこうということになりました。企画計画を立て、役割を分担し、効率よく町民の意見が集約できるように組んでいきます。各地区や報告会の広聴は全議員が対象とし、各団体の広聴では関連する委員会委員を対象とすることにいたしました。

早速ですが、近隣の商店街からオファーがありましたので、まず商店街住民からの意見集約を企画していこうと思います。

これで「開かれた議会」、「近い議会」を目標に、広聴活動が議会の活性化につなげていけたらと思います。

最後に、前回の「議会広報おきのしま春号」にて、表紙の部分ですが電話番号と委員会名に間違った表記がございました。お詫びして訂正いたします。

広報広聴常任委員会では、議会閉会中も引き続き調査研究をしてまいります。

### ○議長（米澤壽重）

以上で、「委員長報告」を終わります。

### 日程第3. 委員会の中間報告の件

「委員会の中間報告の件」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、竹島対策特別委員会から、調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

竹島対策特別委員会委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長 16番：福田 晃 議員

### ○16番（福田 晃）

それでは、竹島対策特別委員会の中間報告をいたします。

当委員会は定例会会期中の6月20日に委員会を開催いたしました。

5月10日の臨時議会で委員会構成が変わり、これからの調査・研究方針を議論しました。

まず、平成25年から結成されている竹島対策隠岐圏域議員連盟のあり方についてです。

島前と本町とのつながり、連携が年々薄くなりつつあること、情報交換があまりされていなかったことから、新体制では連携を濃くしていこうという議論がなされました。

竹島対策の意見では、県でも竹島対策の条例があるが、本町でも策定してはどうか、特別委員会独自の案も持ち上げていけばという意見がありました。

また、資料収集施設と五箇支所との連携はどうなのかという意見もありました。平成30年度の来館者数が1,072人と少ないのは、離れた竹島対策室との連携だけでなく、より近い五箇支所との連携も必要ではないかという意見があり、竹島対策室のみの運営ではなく、支所も交え議論を重ねて注目される資料収集施設になるよう指摘いたしました。

今後の調査予定では、7月6日に講師 ふなすざりきのぶ 船杉力修 氏による調査結果講演が隠岐島文化会館にて行われること、時期は未定ですが未公開のニホンアシカの写真が見つかったことから同所にてパネル展示を予定していること、集落単位での竹島の勉強会に出向くこと

など、今後も委員会では従来からある組織との連携を濃くしていく方向で活動することを確認しました。

今後も特別委員会では、竹島対策に向け引き続き調査研究をしてまいります。

#### ○議長（米澤壽重）

以上で、「委員会の中間報告の件」を終わります。

#### 日 程 第 4. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の承認第1号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」から、議第58号「工事請負契約の締結について（公共下水道港町真空ポンプ場電気機械設備工事）」までの16件、並びに本日の議事日程第2で行いました、委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

他に討論は、ありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「討論」を終わります。

#### 日 程 第 5. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

承認第1号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」から、承認第10号「隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について」までの10件について、一括して採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがいまして、承認第1号から承認第10号までの10件は原案のとおり「承認」さ

れました。

次に、議第 52 号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）」及び、議第 53 号「令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」を、一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがいまして、議第 52 号及び議第 53 号の 2 件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 55 号「隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用に関する条例の一部を改正する条例」及び、議第 56 号「隠岐の島町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の 2 件を、一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがいまして、議第 55 号及び議第 56 号の 2 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 57 号「工事請負契約の締結について〔公共下水道港町真空ポンプ場建設工事〕」及び、議第 58 号「工事請負契約の締結について〔公共下水道港町真空ポンプ場電気機械設備工事〕」の 2 件を、一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがいまして、議第 57 号及び議第 58 号の 2 件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、要望第 3 号「下田改良区内町道農道の舗装について」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり決定とすることに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがいまして、要望第3号は委員長報告のとおり「決定」されました。

次に、請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり決定とすることに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがいまして、請願第1号は委員長報告のとおり「決定」されました。

以上で、「採決」を終わります。

## 日 程 第 6. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日お手元に配付のとおり、2件の議案が委員会提案されました。隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により、議員提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

始めに、発議第1号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

8番：安部 大助 議員

### ○8番（ 安 部 大 輔 ）

それでは、発議第1号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提案説明を行います。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次に亘る特別措置法の制定による総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。しかしながら依然として、多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や、度重なる豪雨等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など極めて深刻な状況に直面しております。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月を以って失効することとなりま

すが、過疎地域が果たしている多面的、広域的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して、総合的かつ積極的な支援を充実、強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要であります。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出するものであります。

令和元年6月27日、島根県隠岐郡隠岐の島町議会。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣であります。議員の皆さまにはご理解をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

### ○議長（米澤 壽重）

以上で「提案理由の説明」を終わります。

発議第1号の「質疑」を行います。

質疑はありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行いません。

討論はありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行いません。

採決は起立によって行いません。

発議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

したがいまして、発議第1号は原案のとおり「可決」されました。

次に、発委第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

総務教育民生常任委員長 12番：高宮 陽一 議員

### ○12番（高宮 陽一）

それでは、発委第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について、提案理由

の説明を行います。

今更、申し上げるまでもなく、地方自治体は、少子高齢化・人口減少に歯止めがかからないのが現状であり、人口減少対策を含む総合戦略の取り組みや、増え続ける医療・介護などの社会保障費への対応、労働力などの人材確保、そして大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、地方自治体が担う役割は年々拡大してきているのが現状であります。

これら行政需要に対応するために、国においては地方の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保していただくことが必要であります。

来年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出するものであります。

なお、提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣、これは地方創生規制改革担当と経済財政政策担当のお二方であります。

議員の皆様には例年ご理解をいただいておりますが、本年もご理解いただきますよう、お願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

#### ○議長（米澤 壽重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発委第3号の「質疑」を行います。

質疑ありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。

討論はありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起立 全員 ）

起立「全員」であります。

したがいまして、発委第3号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

## 日 程 第 7. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長、特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし」 の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長、各特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上をもちまして、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き全て議了いたしました。

本日は、これをもって散会し、令和元年第2回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

( 閉 会 宣 告 10時58分 )

以 下 余 白